

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

| | | | |
|------|--|------|------|
| 開催日時 | 令和6年9月27日 10時00分～12時00分 | | |
| 開催場所 | 702会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席2人 | 定数3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について（金額審議） | | |
| 議事要旨 | <p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について、労使双方から金額提示がなされ、金額の根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側：第1回提示額 1,101円（60円引上げ） 根拠：2024年春季生活闘争の取り組みにおいてJ C（金属労協）共闘が目指している最低到達目標（時間当たり1100円）と現在の最低賃金額1041円との差額59円に1円をプラスして60円とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 1,099円（58円引上げ） 根拠：現在の最低賃金額1041円に本年の香川県最低賃金の引上げ率5.66%を乗じた金額の少数点以下を切り下げて58円とした。</p> <p>使用者側：第1回提示額 1,061円（20円引上げ） 根拠：令和6年賃金改定状況調査結果の第2表の香川県が属するBランクの賃金改定実施事業所及び凍結事業所数の合計の産業計の平均賃金改定率1.9%を現在の最低賃金額1041円に乗じて少数点以下を切り上げて20円とした。</p> <p>使用者側：第2回提示額 1,066円（25円引上げ） 根拠：令和6年賃金改定状況調査結果の第4表①の香川県が属するBランクの男女計及び産業計の賃金上昇率2.4%を現在の最低賃金額1041円に乗じて少数点以下を切り上げて25円とした。</p> <p>今回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き次回専門部会で審議することとなった。</p> | | |